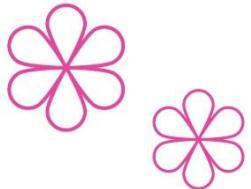


●令和4年度●

瑞穂市

骨髓移植ドナー等助成金を申請されるかたへ



骨髓移植ドナー等助成事業とは

骨髓・末梢血幹細胞の移植の推進を図るため、骨髓等の提供しやすい環境づくりとして、提供のための通院や入院等の費用に対し助成を行う事業です。

公益財団法人日本骨髓バンクが実施する骨髓バンク事業において、骨髓又は末梢血幹細胞を提供したかた及びそのかたを雇用している事業所に対して助成金を交付します。

提供者の休業による経済的負担を軽減し、もって骨髓等の移植の推進及びドナー登録者の増加の推進を図ります。

(骨髓バンクとは)

骨髓バンク事業は「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」に基づく骨髓・末梢血幹細胞提供あっせん事業者として、日本骨髓バンクが主体となり、日本赤十字社および地方自治体の協力により行われている公的事業です。

ドナーの善意による骨髓や末梢血幹細胞の移植によって、白血病などの治療が困難な血液疾患の患者さんを広くしかも公平に救うことが、骨髓バンクの基本理念です。

助成対象者

次に該当するかた及びそのかたを雇用している事業所

*ただし、この助成事業に相当する他の助成金の交付を受けているかた、または骨髓等の移植のための休暇制度を設けている事業所に属しているかたは助成金の交付を受けることができません。

- (1) 骨髓バンクが実施する骨髓バンク事業にドナー登録を行い骨髓等の提供を完了したかたであって、骨髓等の提供が完了した日に、住民登録されているかた
- (2) 上記(1)のかたを骨髓等の提供が完了した日に、正社員として雇用している事業所

助成の額

(1) ドナー

骨髓等の提供に係る通院、入院及び面接（骨髓等の採取術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のための通院、入院及び面接を除く。）の日数 × 2万円

(2) 事業所

骨髓等の提供に係る通院、入院及び面接（骨髓等の採取術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のための通院、入院及び面接を除く。）の日数 × 1万円

通院等の日数は、次に掲げる通院等の日数を合計したものとし、その上限は7日間（ドナー・事業所）

◎骨髓等の提供前後の健康診断に係る通院等の日数

◎骨髓等採取の準備のための通院等の日数

◎骨髓等採取のための通院等の日数

◎その他骨髓等の提供に関し、骨髓バンクが必要と認める通院等の日数

助成の申請

(1) ドナー

骨髓等の提供が完了した日から起算して90日以内に申請

(2) 事業所

骨髓等の提供が完了した日から起算して90日以内に申請

申請書類等

(1) ドナー

瑞穂市骨髓移植ドナー等助成事業申請書（ドナー用）

骨髓バンクが発行する骨髓等の提供の証明書（骨髓等の提供が完了したことを証する書類）

瑞穂市骨髓移植ドナー等助成金請求書

(2) 事業所

瑞穂市骨髓移植ドナー等助成事業申請書（事業所用）

ドナーとの雇用関係を証する書類

骨髓バンクが発行する骨髓等の提供の証明書（骨髓等の提供が完了したことを証する書類）

瑞穂市骨髓移植ドナー等助成金請求書

申請と助成の流れ

①申請書類を瑞穂市役所健康推進課へ提出

②審査

③助成の可否及び金額決定 → 郵送で通知 → 助成可となったかたへの助成金振り込み

問い合わせ先

申請手続きなど、わからないことがありますたらご相談ください。

瑞穂市役所 健康推進課 TEL 058-327-8611

